

14	〔御用状〕 （俊蔵様駿府城内御用首尾 よくお勤め成されるにつき）	近世	萩原信之家文書	P0201	No.1740
----	--	----	---------	-------	---------

これは萩原俊蔵の駿府城での仕事ぶりについて書かれた御用状です（御用状とは、領主側と領民、役人らの間でやりとりされた公的な書状です）。

萩原家は佐位郡東小保方村（現・伊勢崎市東小保方町）の上層の百姓でしたが、村内にあった領主・久永氏（旗本）の陣屋で役人を勤めました。また、江戸の久永家に用人として出仕していました。

中でも俊蔵は、久永勝信が享和2（1802）年、駿府城番として赴任した際に駿府（現・静岡県静岡市）と江戸で仕え、用人上席（家老）に命ぜられました

（No. 82「萩原俊蔵君墓碑銘」など）。本文書でも、駿府城内での仕事ぶりのため加増されたことが報告されています。

本文書の差出人である「駿府御城内 川瀬文右衛門」は、久永家の用人と推定される役人で、萩原氏にあてた多数の文書が伝わっています。一方、本文書を受け取った「萩原全休」に関するほかの資料は少なく、当館には下記の2点があります。

- ・萩原全休（重堅）68歳が写した文化元（1804）年の「俳諧古雑書（猿蓑、冬の日ほか）」（前橋市東大室町・中澤右吾家文書、H0-161-2 近世）

- ・久永氏領の武蔵国児玉郡根木村（現・埼玉県児玉郡美里町）の「名主 十右衛門」と思われる人物からの書状（本庄の小林氏に関する内容、No. 2561）

上記の2点や本文書の内容から、宛先の「萩原全休」は俊蔵の父親である要蔵重堅（文化5年没）であると考えられます。

なお、久永勝信が勤めた駿府城番は、駿府城代を補佐し、副城代にあたる役職でした。また、俊蔵の長男である要右衛門は嘉永期に、浦賀奉行・戸田伊豆守の家来でした。萩原信之家文書からは、江戸時代後期に能力のある百姓が武家の役人として出仕し、重用されていたことがわかります。

☆参考文献『史料館所蔵史料目録 第21集 上野国東小保方村萩原家文書目録』

江吹上へく下さるべく候、且つ又
 俊蔵様にも御勤め厚きに付き、御加増
 式拾俵くだされ、都合五拾俵
 くだされ候間、これ又御同様恐(悦)奉り
 (後略)

(前略)

弥(いよいよ)御勇健なられ、御代勤頭立ち

存じ奉り候、随って俊蔵様初め私まで

無為に相勤め申し候間、憚りながら御安意

くださるべく候、然らば俊蔵様永の御用

向き、駿府御城内御先用仰せ付けられ、

首尾よく御勤めなられ、当月十五日駿府

御出立なられ候跡へ御書状着き

仕り候間、早々江戸表へ相届け

申し候間、江吹上へく下さるべく候、且つ又

俊蔵様にも御勤め厚きに付き、御加増

式拾俵くだされ、都合五拾俵

くだされ候間、これ又御同様恐(悦)奉り

(後略)